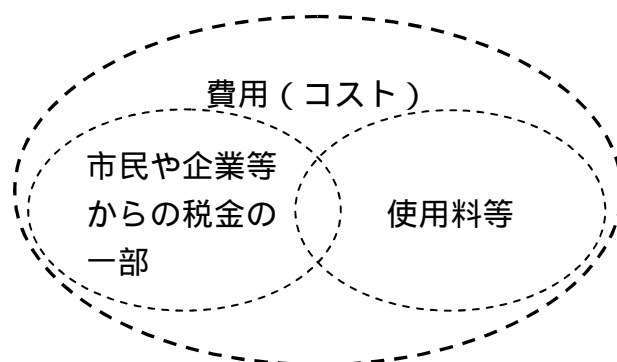
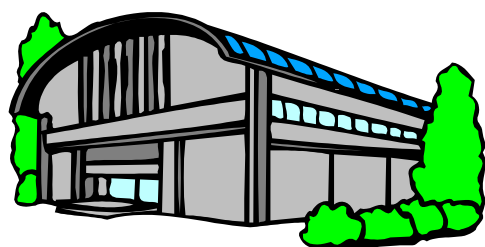


「受益者負担の在り方の基本方針」に基づくコスト公表等について

ここでは、「受益者負担の在り方の基本方針」の趣旨やコスト公表、料金の検証方法の内容等について紹介します。

【受益者とは】公共施設等で市が提供しているサービスを利用し、そのサービスによって利益を直接受ける方

文化施設やスポーツ施設など、市が提供するサービスは、施設の運営に係る人件費や光熱水費などの維持管理費の費用（コスト）がかかっています。これらの費用（コスト）は施設を利用する方からいただく使用料等と市民や企業等からの税金により賄われています。



また、住民票の写し等の証明書の交付は、そのサービスを受ける方のみ必要とするものですが、その交付に要する費用（コスト）は、現状では、サービスを利用する方からいただく手数料と税金により賄われています。



このため、市では、市が提供するサービスの種類に応じて、受益者にどの程度負担していただくのが適切かなどの基準を定め、受益と負担の適正化を進めていくことで、サービスを利用する方や利用しない方にもご納得いただけるようにするものです。

1 費用（コスト）の把握

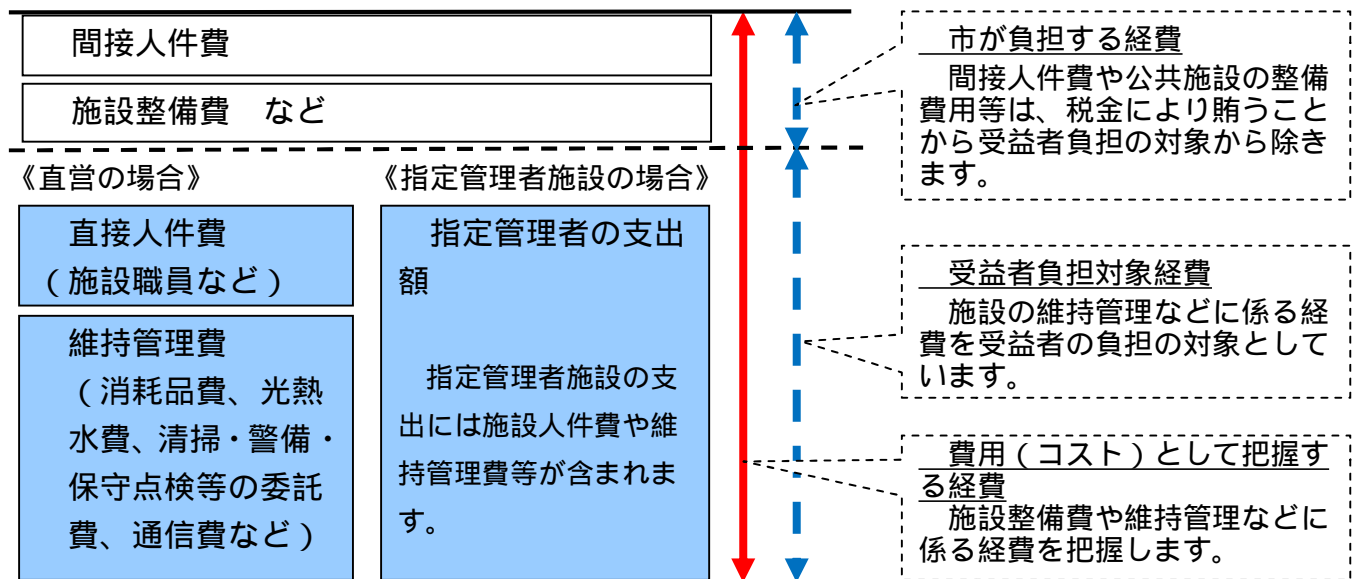
(1) 対象となる料金：公共施設の利用や証明書の交付等に関するサービス

使用料	プールやテニスコートなどの使用料 (公共施設の利用につき徴収する料金)
利用料金	ホールや会議室などの利用料金 (指定管理者の収入として徴収する公共施設の利用に係る料金) 指定管理者：市から公共施設の維持管理・運営を包括的に任された団体
手数料	住民票の写しなどの証明書の交付手数料 (特定の者のためにする事務につき徴収する料金)
その他	各種がん検診などの一部負担金 (上記以外の分担金、負担金など、市が市民等から徴収する料金)

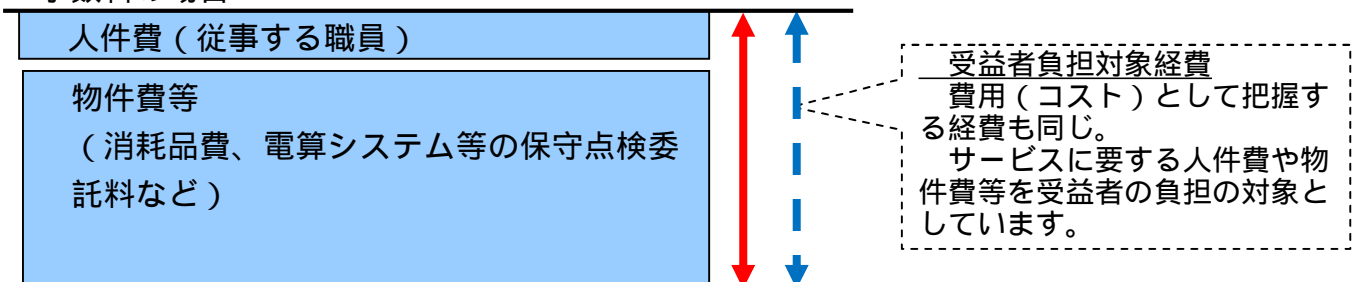
この他に、現在は無料で提供しているサービスで、新たに負担を求める必要があるサービスについても対象となります。一方で、市営住宅や保育料など、別に料金積算の基準があるサービスは対象となりません。

(2) 対象となる経費

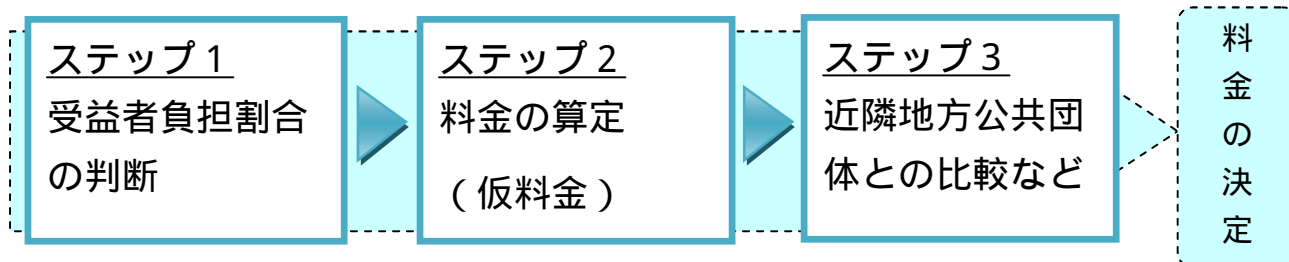
施設使用料・利用料金の場合



手数料の場合



2 料金の検証



1の「費用(コスト)の把握」において把握したもののうち「受益者負担対象経費」を用いて、次のとおり料金の検証を行います。

(1) 受益者負担割合の判断 ステップ1

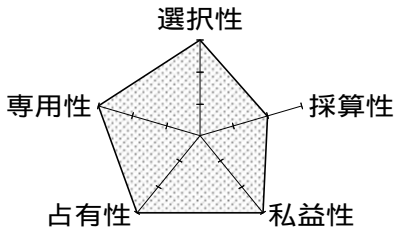
施設を利用する場合には、その施設の性質に応じて、受益者に負担していただく割合を、次の5つの視点で判断します。なお、手数料は全ての費用(コスト)を受益者の負担としているため受益者負担割合の判断は行いません。

選択性...受益者がサービスを利用するか否かを主体的に選択するサービスか。
採算性...利用率等から経費の回収の可能性が高いサービスか。
私益性...サービスの便益(効果)が利用者のみ及び性質のサービスか。
占有性...サービス利用の間は、他の利用者が利用できない性質のサービスか。
専用性...料金を負担しない者の利用を排除することができるサービスか。

5つの視点ごとに「高」=3点、「中」=2点、「低」=1点の3段階で判断し、その合計点が、最も多い15点から最も少ない5点までを7つに区分し、その区分により受益者に負担していただく割合を決定します。

No	点数	負担割合
1	14・15点	原則として100%
2	12・13点	70%~100%程度
3	11点	50%~70%程度
4	10点	40%~60%程度
5	9点	30%~50%程度
6	7・8点	0%~30%程度
7	5・6点	原則として負担なし

受益者負担割合の例（代表的なスポーツ施設の場合）



選択性...「高」 = 3点（自ら利用の判断をするサービスであるため）
採算性...「中」 = 2点（個々の施設の利用率等により判断する。）
私益性...「高」 = 3点（効果は利用者のみ及びため）
占有性...「高」 = 3点（利用者が場所を占有しているため）
専用性...「高」 = 3点（料金を支払って受付を通過しなければ利用できないため）
合計 14点

受益者負担割合：100%（受益者負担の対象とする経費すべてを利用者が負担）

（2）料金の算定（仮料金） ステップ2

施設使用料等では、受益者負担対象経費を基に、面積案分などにより利用しているスペースごとに費用（コスト）を算出し、受益者負担割合を乗じて料金（仮料金）を算定します。また、手数料は、受益者負担対象経費を基に、利用件数などから料金（仮料金）を算定します。

（3）近隣地方公共団体等との比較、激変緩和措置の適用 ステップ3

ア 近隣地方公共団体や市場価格の料金と比較し、必要に応じて金額を調整します。

仮料金と現在の料金を比較して、料金に差がある場合には、料金改定が必要と判断しますが、近隣地方公共団体の料金と比較して料金の均衡を図ることが望ましいもの又は市場価格と比較し著しく異なる場合などは、仮料金によらず料金を決定します。

（例：近隣市との比較）

本市の住民票の写しの証明書などの交付手数料(1件)	
現在の料金	300円
仮料金	372円

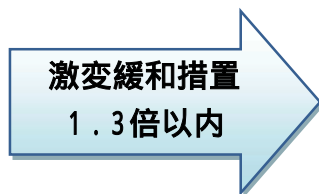


近隣市の料金水準を踏まえて現在の料金300円のまま据え置き
<small>証明書等の内容に差がないため</small>

イ 急激な値上げによる市民生活への影響に配慮して、改定上限率を設けます。

仮料金と現在の料金を比較して、急激な値上げがないよう、市民の皆様の生活への影響に配慮した激変緩和措置として、原則、現在の使用料等の1.3倍以内の料金改定とします。

テニスコート使用料(2時間:1面)	
現在の料金	1,000円
仮料金	1,660円



料金改定額(現行料金1,000円の1.3倍)
1,300円

3 コスト一覧表及び個票の見方

(1) 公表資料

施設使用料及び利用料金 165施設

- ・施設使用料、利用料金のコスト等の状況（一覧表）
- ・施設使用料等に係るコスト把握シート（個票）

手数料 40件

- ・主な手数料のコスト等の状況（一覧表）
- ・手数料に係るコスト把握シート（個票）

その他 48件

- ・その他のコスト等の状況（一覧表）
- ・その他に係るコスト把握シート（個票）

今回把握した費用（コスト）等は、平成23年度～平成25年度の3ケ年の平均です。

(2) 施設使用料・利用料金の場合

一覧表の見方

施設名	設置目的	局	費用<コスト> (円)	受益者に負担を 求める費用 (円) A	使用料等 収入 (円) B	Aに占める Bの割合 B/A
相模原市民会館	市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するための施設	市民局	151,938,833	134,111,107	47,820,241	36%

「1(2)対象となる経費」の『費用(コスト)として把握する経費』に該当する額

「1(2)対象となる経費」の『受益者負担対象経費』に該当する額

部屋の貸出等による収入(使用料及び利用料金)

「受益者に負担を求める費用A」のうち利用者が負担している割合

会議室等の名称 (主なもの)	受益者負担割合	現在の料金 (円)	仮料金 (円)	改定案 (円)	改定率	個票
ホール(平日)	70 ~ 100 %	86,000	166,274 ~ 237,534	111,800	130%	コスト把握シート5
第1大会議室	70 ~ 100 %	13,600	24,852 ~ 35,503	17,600	129%	

「2(1)受益者負担割合の判断」により決定した割合

「2(2)料金の算定(仮料金)」により算出した額

「現在の料金」と「仮料金」を比較し、「2(3)近隣地方公共団体等との比較、激変緩和措置の適用」により決定した額

「仮料金」に一定の範囲があるものは、施設の利用率や他施設の料金など総合的に判断し、料金の改定案を決定します。

なお、上記の改定案は、激変緩和措置を適用し、現在の料金の1.3倍以内とするものです。

コスト把握シートの見方

施設使用料等に係るコスト把握シート 5

単位:円

直接人件費は、施設の貸出し、維持管理に直接従事している市職員等の人件費

間接人件費は、施設の維持管理に間接的に従事等している市職員等の人件費（指定管理者の選考などに係る人件費など）受益者負担対象経費の対象外（参考）

維持管理費は、非常勤一般職員の賃金や委員謝礼、施設の維持管理に係る事務用品などの消耗品、光熱水費、清掃・警備・保守点検等の委託費、電話料、郵便料などの通信費、施設の土地や建物の使用料や賃借料、備品の減価償却費相当分（1件50万円以上）その他の経費

指定管理者の支出額は、施設人件費や維持管理費等の額（施設修繕費及び自主事業等の経費を除く。）

施設整備費は、施設の整備に要した費用を耐用年数で除した額
受益者負担対象経費の対象外（参考）

受益者負担対象費用は、直接人件費、維持管理費、及び指定管理者の支出額の合計
仮料金の算定には、この受益者負担対象費用に、現在の消費税率8%で再計算（人件費を除く）し、料金算定に關係のない食堂や売店などの経費を除いた額を使用します。

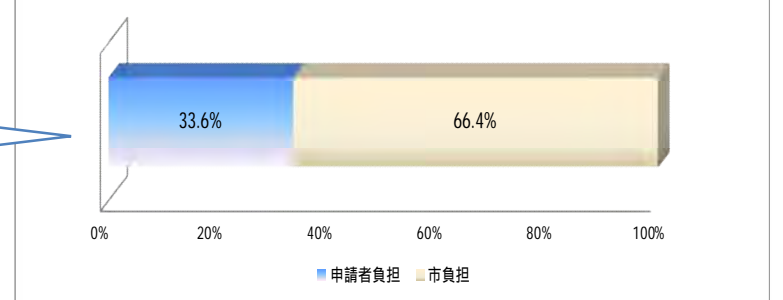
その他は、施設の目的外使用料など

コスト合計は、人件費、物件費等の合計
一覧表の費用 コスト の額

使用料等（申請者負担）と税金（市負担）の状況

施設名	相模原市民会館			管理運営形態	指定管理
局・区名	市民局	部名	-	課名	文化振興課
人件費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3年平均
	直接人件費				0
費用	間接人件費	1,433,754	1,131,480		1,282,617
	小計	1,433,754	1,131,480	0	1,282,617
物件費等	賃金・報償費	6,000	6,000		6,000
	消耗品費				0
	光熱水費				0
	清掃・警備・保守点検等の委託費				0
	通信費				0
	使用料及び賃借料				0
	備品費(減価償却費)				0
	その他	45,400	45,400		45,400
	維持管理費計	51,400	51,400	0	51,400
	指定管理者の支出額	143,608,617	141,024,895		142,316,756
費用	施設整備費(減価償却費)	8,288,060	8,288,060		8,288,060
	用地費				0
費用	小計	151,948,077	149,364,355	0	150,656,216
	受益者負担対象費用	143,660,017	141,076,295	0	142,368,156
費用	コスト合計	153,381,831	150,495,835	0	151,938,833
収入	使用料				0
	利用料金	47,817,431	47,823,050		47,820,241
	小計	47,817,431	47,823,050	0	47,820,241
	国・県支出金				0
	その他	2,709,315	2,831,708		2,770,512
収入	小計	2,709,315	2,831,708	0	2,770,512
収入	収入合計	50,526,746	50,654,758	0	50,590,752

備考 平成25年度は施設改修を行っていたため、平成23・24年度の費用を記載しています。



(2) 手数料の場合

一覧表の見方

手数料名称	根拠条文	局	費用<コスト> (円) A	利用件数 (件)	現在の料金 (円)	手数料収入 (円) B	Aに占める Bの割合 B/A
動物保管手数料	相模原市手数料条例第2条第2号	健康福祉局	68,493	16	800	12,533	18.3%

「1(2)対象となる経費」の『受益者負担対象経費』に該当する額

当該手数料の年間の利用件数

「費用<コスト>A」のうち利用者が負担している割合

「2(2)料金の算定(仮料金)」により算出した額

「現在の料金」と「仮料金」を比較し、「2(3)近隣地方公共団体等との比較、激変緩和措置の適用」により決定した額

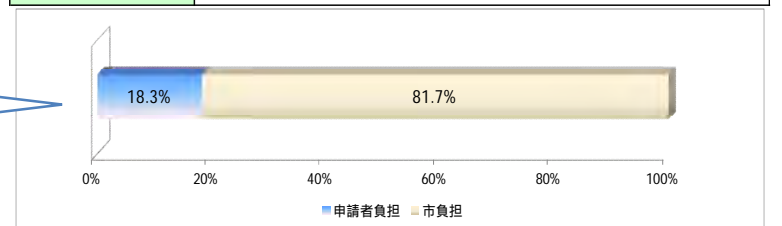
仮料金 (円)	改定案 (円)	改定率	個票
4,497	1,000	125%	コスト把握シート15

コスト把握シートの見方

手数料に係るコスト把握シート15

単価:円

手数料の名称		動物保管手数料			
根拠条文		相模原市手数料条例 別表第2(24)1 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例第21条			
局・区名	健康福祉局	部名	保健所	課名	生活衛生課
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年平均	
1件(単価)あたりのコストを算定する事業量は、手数料の処理件数	1件(単位)あたりのコストを算定する事業量	22	18	7	16
	1件(単位)に要する正規職員の時間数	0時間	0時間	0時間	0.00時間
	1件(単位)に要する再任用職員の時間数	0時間	0時間	0時間	0.00時間
	1件(単位)あたりのコスト	1,868	5,137	10,274	4,372
1件(単価)あたりのコストは、コスト合計を年間の件数により除して算出した額	正規職員	0	0	0	0
	再任用職員	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
	負傷犬・猫委託ほか	41,096	92,466	71,918	68,493
	小計	41,096	92,466	71,918	68,493
人件費は、1件に要する職員の時間数×数量×職員単価	人件費	0	0	0	0
	物件費等	41,096	92,466	71,918	68,493
物件費等は、手数料処理に要する非常勤職員の賃金や備品費、消耗品、委託料など経費	物件費等	41,096	92,466	71,918	68,493
	小計	41,096	92,466	71,918	68,493
国・県からの補助金等は、補助金等がある場合の補助金額	国・県からの補助金等	0	0	0	0
	コスト合計	41,096	92,466	71,918	68,493
コスト合計は、人件費と物件費等の合計一覧表の費用コストの額 仮料金の算定には、このコスト合計に、現在の消費税率8%で再計算(人件費を除く)した額を使用します。	収入	17,600	14,400	5,600	12,533
	手数料収入	17,600	14,400	5,600	12,533
	その他	0	0	0	0
手数料(申請者負担)と税金(市負担)の状況	収入合計	17,600	14,400	5,600	12,533
	備考				



その他の料金等は、サービスの性質に応じて施設使用料、利用料金、もしくは手数料のコスト把握シートを使用しています。

4 料金改定が必要な料金（平成28年4月改正予定）

（1）使用料及び利用料金

市民文化系施設

市民・大学交流センター、相模原市民会館、相模原市文化会館、杜のホールはしもと相模原南市民ホール、城山文化ホール、小田急相模原駅文化交流プラザ
男女共同参画推進センター、あじさい会館、産業会館、勤労者総合福祉センター

スポーツ・レクリエーション系施設

市民健康文化センター、北市民健康文化センター、けやき体育館
相模川自然の村、相模の大凧センター、藤野やまなみ温泉、鳥居原ふれあいの館
相模川ふれあい科学館、横山公園有料公園施設、鹿沼公園有料公園施設、総合水泳場
相模原市体育館、総合体育館、北総合体育館、相模原球場、淵野辺公園有料公園施設
銀河アリーナ、大野台南テニスコート、相模台公園有料公園施設
相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第2競技場、小倉プール、小倉テニスコート
津久井又野公園有料公園施設、相模湖林間公園有料公園施設、名倉グラウンド
ふじのマレットゴルフ場

有料公園施設：公園内に設置している有料で使用するテニス場や野球場など

その他

相模原市営斎場火葬炉使用料（新たに負担を求めるもの）、相模原市民ギャラリー
新磯ふれあいセンター、東林ふれあいセンター、環境情報センター

（2）手数料

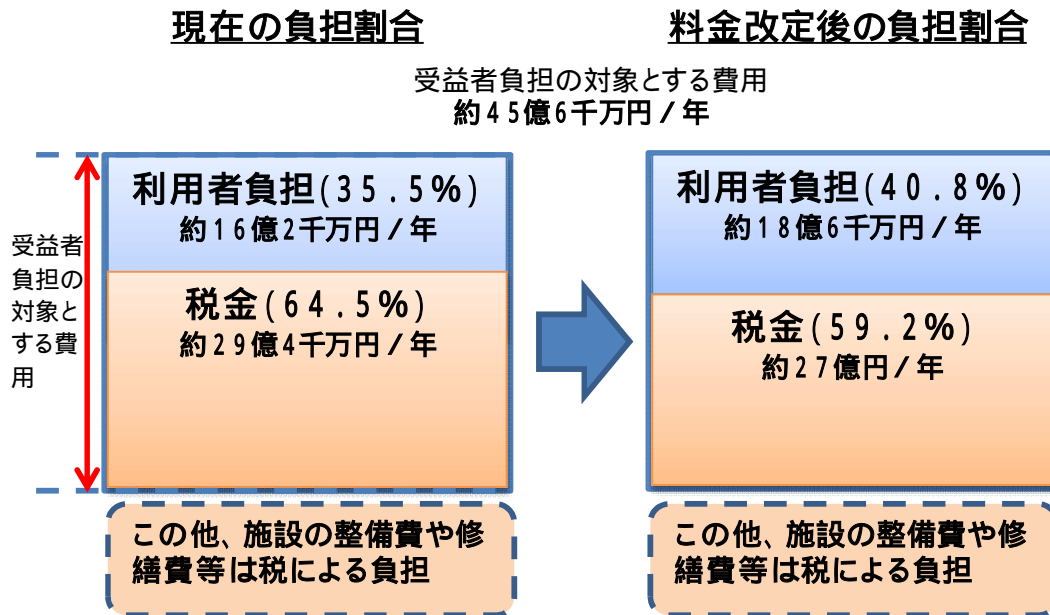
犬猫引取手数料など6件、指定下水道工事店登録手数料など7件

（3）その他の料金

あじさい大学受講料、市民大学受講料、講座事業受講者負担金

《参考》 公共施設における現在と料金改定後の負担の状況

< 基本方針に基づいて料金の検討を行う 150 施設が対象 >



今後とも、徹底したコスト削減と受益と負担の適正化を進めていきます。